

2 労務費率の改定

請負による建設事業において、賃金総額を正確に把握することが困難な場合に保険料の算定に使用する労務費率の改定は以下のとおりです。

(平成 21 年 4 月 1 日改定)

事業の種類の分類	番号	事業の種類	請負金額に乗ずる率	
			新	旧
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%
	32	道路新設事業	21%	21%
	33	舗装工事業	19%	20%
	34	鉄道又は軌道新設事業	24%	23%
	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	21%	21%
	38	既設建築物設備工事業	22%	21%
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの その他のもの	40%	40%
			22%	21%
37	その他の建設事業	24%	24%	

3 第2種特別加入保険料率の改定

(平成 21 年 4 月 1 日改定)

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率	
		新	旧
特 1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者)	1000分の14	1000分の14
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	1000分の19	1000分の20
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	1000分の46	1000分の46
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	1000分の52	1000分の51
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	1000分の7	1000分の6
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	1000分の13	1000分の12
特 7	労災保険法施行規則第46条の18第1号口の作業(指定農業機械従事者)	1000分の5	1000分の5
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	1000分の5	1000分の6
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又は口の作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	1000分の16	1000分の17
特10	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	1000分の7	1000分の6
特11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	1000分の17	1000分の17
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	1000分の4	1000分の4
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業(仏壇、食器の加工の作業)	1000分の18	1000分の18
特14	労災保険法施行規則第46条の18第2号口の作業(事業主団体等委託訓練従事者)	1000分の5	1000分の6
特15	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	1000分の9	1000分の8
特16	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	1000分の4	1000分の5
特17	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者)	1000分の6	1000分の7

4 第3種特別加入保険料率の改定

第3種特別加入保険料率は、1000分の5から1000分の4に改定となります。

ご不明な点はお近くの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

厚生労働省ホームページ(労働保険制度(制度紹介・手続案内))

http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/dajin/hoken/980916_1.htm